

◇大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更することにしました。
- 2 各選挙区選出数については、令和7年の国勢調査により官報で公示された人口に基づき、所要の見直しを行うことにしました。
- 3 この条例は、次の一般選挙から施行することにしました。ただし、2の規定は公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（市会事務局政策調査担当）